

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 27 年 2 月 10 日 (火) 第 8 6 7 2 号

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (75) (東部振興課) 2 鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正 (76) (文化政策課) 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (77) (青少年・家庭課) 3 土地改良区の解散 (78) (農地・水保全課) 3 保安林の指定予定 (79) (森林づくり推進課) 3 保安林の指定の解除予定 (80) (〃) 4 建設業法による建設業者の許可の取消し (81) (県土総務課) 4 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画の変更 (82) (技術企画課) 5 控除対象特定非営利活動法人の指定の申出 (83) (中部総合事務所地域振興局) 5 指定居宅サービス事業者の指定 (84) (中部総合事務所福祉保健局) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (85) (〃) 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ービス事業者の指定 (86) (西部総合事務所福祉保健局) 7 土地改良区の役員の就退任 (87) (西部総合事務所農林局) 7 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (88) (鳥取県土整備事務所) 8
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 8 平成27年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A (1 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 9 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 12 土地収用法による審理の開始 (県土総務課) 13
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (政策法務課) 13

告 示

鳥取県告示第75号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年4月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年2月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆうゆう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
田村 道江
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市新69-30
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して、自立した生活を営んでいくために必要な障害福祉サービス事業を行い、地域と社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第76号

平成26年鳥取県告示第207号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金の一部を廃止することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき平成27年2月3日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料			1 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料		
区分		利用料	区分		利用料
略			略		
映像 機器	略		映像 機器	略	
	16mm映写機(可搬型)	1台1回につき		16mm映写機(可搬型)	1台1回につき

	2,930円
略	略
略	略
備考 略	備考 略
(3) 略	(3) 略
2 略	2 略

附 則

この告示は、平成27年2月10日から施行する。

鳥取県告示第77号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県里親支援機関事業 プロポーザル審査会	里親支援機関事業の受託者の選定に関する事項	平成27年2月20日から 同年3月31日まで	子育て王国推進局青少年・家庭課

鳥取県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、八頭中央土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第79号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字巻米字サイノ坂620の38から620の40まで、字焼所623の7、623の8

2 指定の目的

雪崩の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第80号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字フタ通り1467の9

2 保安林として指定された目的

雪崩の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第81号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成27年2月4日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号

有限会社谷口管工事

鳥取市浜坂東一丁目1-31

代表取締役 佐々木 廣美

鳥取県知事（般-24）第1655号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社谷口管工事の役員が、傷害の罪を犯したことにより、平成22年10月15日、罰金の刑に処せられた。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に掲げる事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。

鳥取県告示第82号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土地区画整理事業の名称

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業

2 施行者の名称

鳥取県

3 施行地区

米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部

4 事業施行期間

変更前 昭和45年7月7日から平成27年3月31日まで

変更後 昭和45年7月7日から平成29年3月31日まで

5 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部技術企画課

6 事業計画の決定の年月日

昭和45年7月2日

7 事業計画の変更年月日

平成27年2月10日

鳥取県告示第83号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）第3条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人倉吉鴨水館から平成27年1月28日に申出書の提出があったので、同条第3項の規定により告示する。

同条例第3条第2項各号に掲げる書類は、平成27年3月2日までの間、中部総合事務所地域振興局に備え置いて、又はインターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年2月10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

1 申出に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人倉吉鴨水館

(2) 代表者の氏名

杉本 美智子

(3) 主たる事務所及び県内の事務所の所在地

ア 主たる事務所

倉吉市下田中町801

イ 主たる事務所以外の県内の事務所

なし

(4) 設立年月日

平成25年 1 月 23日

2 特定非営利活動に係る事業の内容

- (1) 大学進学に向けた学力向上のために必要な事業
- (2) 大学進学にかかる模擬試験の実施又その受託事業
- (3) 大学進学判定の基礎となる調査・研究の実施又は受託
- (4) 関係諸団体、行政機関、教育機関等との交流及び協力支援
- (5) 高校教育のあり方にかかる調査研究及び高校連携に係る事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

3 事業を行う県内の地域

県内全域

4 実績判定期間

平成25年 1 月 26日から平成27年 1 月 25日まで

鳥取県告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 2 月 10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
公益社団法人鳥取県中部医師会	訪問看護リハビリステーション三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690	平成27年 3 月 1 日	訪問看護

鳥取県告示第85号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 2 月 10日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	---------

公益社団法人鳥取 県中部医師会	訪問看護リハビリス テーション三朝温泉 病院	東伯郡三朝町山田 690	平成27年3月1日	介護予防訪問看護
--------------------	------------------------------	-----------------	-----------	----------

鳥取県告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人海	米子市和田町1202-3	林-R I N-	米子市和田町1202-3	就労継続支援A型	平成27年2月1日

鳥取県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年2月10日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	渡 邊 照 夫	米子市淀江町小波982-1
〃	元 林 靖 雄	米子市淀江町中間373
〃	上 村 治 雄	米子市淀江町中間631-1
〃	表 雅 俊	米子市尾高817
〃	伊 達 厚 美	米子市尾高998
〃	因 田 清	米子市尾高1360
〃	中 本 高 夫	米子市尾高1121-1
〃	関 本 五 郎	米子市下郷407
〃	吉 川 嗣	米子市泉105
〃	武 部 肇	米子市泉195-1
〃	田 中 英 夫	米子市日下277-3
〃	大 櫃 智 博	米子市福万689
〃	田 守 政 吉	米子市福万214
監 事	松 江 芳 高	米子市淀江町小波868
〃	木 下 鴻	米子市尾高855
〃	松 原 昭 雄	米子市福万727

平成27年1月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96－ 1
〃	小 武 守	米子市淀江町小波986
〃	元 林 靖 雄	米子市淀江町中間373
〃	上 村 治 雄	米子市淀江町中間631－ 1
〃	表 雅 俊	米子市尾高817
〃	伊 達 厚 美	米子市尾高998
〃	因 田 清	米子市尾高1360
〃	中 本 高 夫	米子市尾高1121－ 1
〃	関 本 五 郎	米子市下郷407
〃	林 親 秀	米子市泉290
〃	武 部 肇	米子市泉195－ 1
〃	田 中 英 夫	米子市日下277－ 3
〃	松 波 保	米子市日下757
〃	田 村 浩 二	米子市福万201
監 事	松 江 芳 高	米子市淀江町小波868
〃	木 下 鴻	米子市尾高855
〃	松 原 昭 雄	米子市福万727

平成27年 1 月 23 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第88号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第 1 項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成27年 2 月 10 日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目 692	鳥取市気高町八東水字短尾2708－ 3（8,705平方メートル）	砂（24,937立方メートル）	採取の期間	平成26年 1月28日 から平成 27年1月 27日まで	平成26年 1月28日 から平成 27年10月 31日まで	平成27年 1月20日
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目 701	鳥取市気高町浜村字西濱782－ 2外3筆（6,253平方メートル）	砂（3,223立方メートル） 砂利（12,893立方メートル）	〃	平成26年 1月21日 から平成 27年1月 20日まで	平成26年 1月21日 から平成 27年4月 20日まで	〃

公 告

平成26年鳥取県公報第8644号で公告したグリーンこくふ吉方、J A鳥取いなば吉方金融支店、清香苑とっとり及び（仮称）U F O吉方に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成27年2月24日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

届出施設の設置に対しては、条例第10条第2項の規定により、関係住民から周辺地域の交通、教育・生活環境及び治安・風紀の悪化等を懸念する意見が提出されたことから、届出者は同条第4項の規定により公表した各種対応を誠実かつ確実に履行するとともに、引き続き住民理解を得るよう努めることが望ましいと思われるが、当該施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため

職員に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成28年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成27年2月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（1回目））

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		25名程度
警察官（女性）		3名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度
警察官〈サイバー犯罪捜査官〉		1名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額208,900円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261

号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和57年4月2日以降(警察官(サイバー犯罪捜査官)は昭和52年4月2日以降)に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業したもの若しくは平成28年3月31日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの

(2) 警察官(男性)〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道の段位3段以上を有する者

イ 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道の段位3段以上を有する者

(3) 警察官(サイバー犯罪捜査官)を志望する者にあつては、情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第7条第1項に規定する情報処理技術者試験(基本情報技術者試験及びITパスポート試験を除く。)に合格している者又は同項の規定により実施された試験であつて受験申込みの時点において既に廃止されている試験区分(初級システムアドミニストラータ試験及び第二種情報処理技術者試験を除く。)に係るものに合格している者

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験及び適性検査

(2) 試験期日

平成27年5月10日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

西部総合事務所 米子市糀町一丁目160

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査、実技(武道受験者のみ)、及び専門試験(サイバー犯罪捜査官受験者のみ)

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成27年8月3日(月)から同月5日(水)まで(予定)

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する適性検査の結果と第 2 次試験の結果により決定する。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 27 年 5 月 21 日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 27 年 8 月 21 日（金）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県警察本部庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 28 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によっては平成 27 年 10 月 1 日に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス (<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>) を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成 27 年 4 月 3 日（金）午前 0 時から同月 15 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 27 年 4 月 3 日（金）から同月 20 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 27 年 4 月 20 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年2月10日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年3月16日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成27年3月29日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年3月10日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	6人
平成27年3月31日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	2人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成27年2月10日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 期日

平成27年2月17日（火）午前10時15分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室

3 件名

一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事（鳥取市良田字口菖蒲谷737及び738）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

高速カラー印刷機 1台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成27年4月1日から平成32年4月30日までとする。ただし、平成28年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、平成32年4月については、次回更新する印刷機の搬入搬出作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

平成27年4月1日（水）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に100分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年2月18日（水）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成27年2月10日から同年3月17日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成27年2月10日から同年3月17日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達に係る借入物品を所有し（平成27年2月10日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから60分以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

(6) 本件調達に係る借入物品と同程度の機能を有すると認められる高速カラー印刷機の賃貸借に関する契約を、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部政策法務課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当
電話 0857-26-7431又は7432
電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部政策法務課
電話 0857-26-7028

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成27年2月10日（火）から同年3月2日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年2月10日（火）から同月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同年3月2日（月）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年3月12日（木）午前11時から同月17日（火）正午まで（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月16日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成27年3月17日（火）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) この入札は、次に掲げる方法により鳥取県物品電子調達システム（以下「電子システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うこと。

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成27年3月2日(月)

正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : High-speed color printer, 1 set

(2) March 2, 2015 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 17, 2015 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 16, 2015 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Legal Affairs Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7028